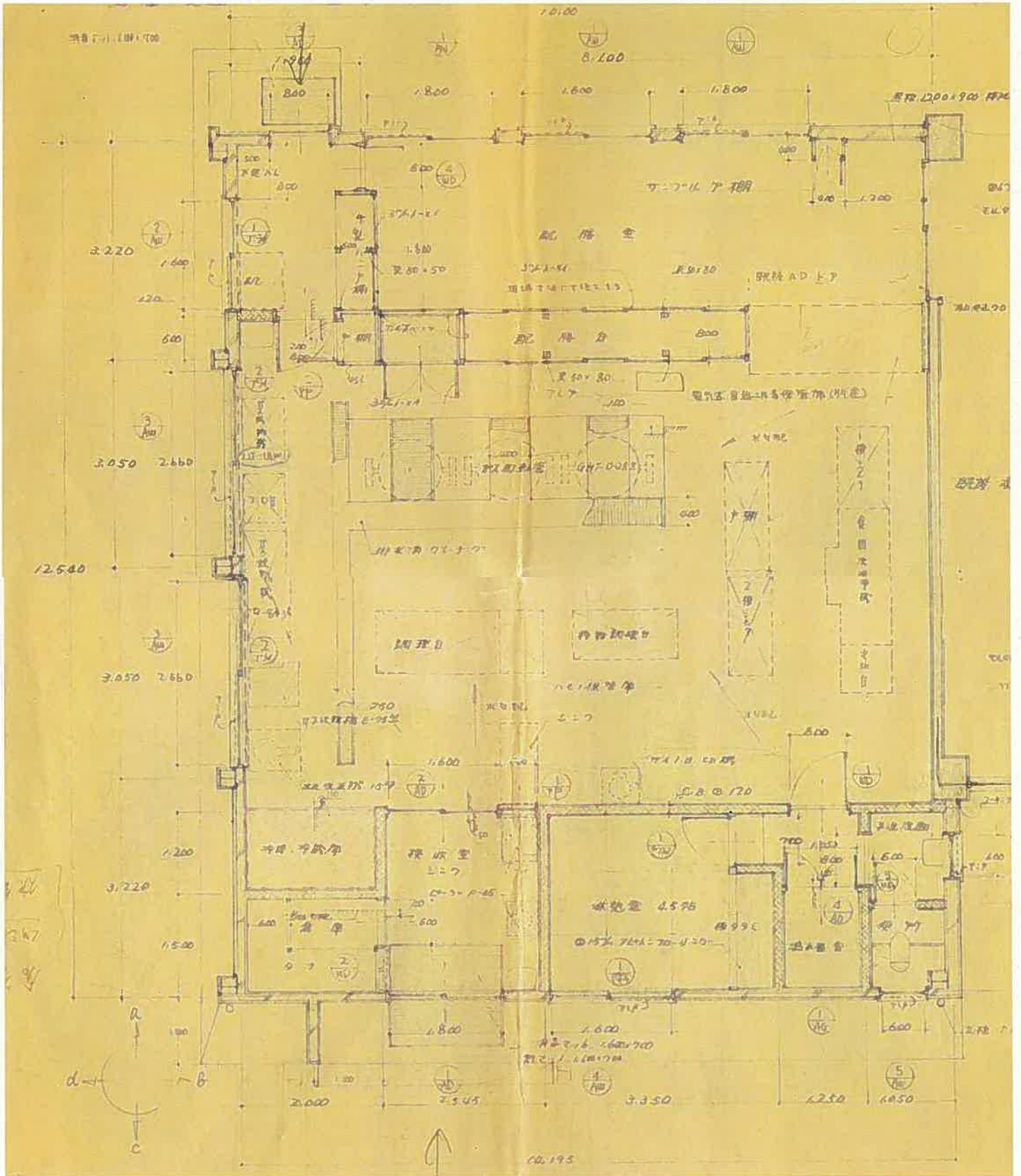


質問番号	質問文書	ページ	項目	質問内容	回答
1	実施要領	1	第2の2	①各対象施設の調理場図面をご開示ください。 ②各施設における運用仕様をご教示ください。(ドライ・ウェット) ③各施設に炊飯機能はございますでしょうか。また、米飯についても各施設にて調理されますでしょうか。	①別紙1「施設平面図」のとおりです。 ②各施設における運用仕様(ドライ・ウェット)は次のとおりです。 ・中山小学校…ウェット ・中山中学校…ドライ ・名和学校給食センター…ドライ ・大山学校給食センター…ドライ ③各施設とも炊飯機能を有しています。また、米飯についても各施設にて調理しています。
2	実施要領	5	第4の3(1)	3.参加表明書(兼参加資格審査申請書)等の提出 (1)提出書類 イ様式第2号に記載する添付書類 (3)企業全体の貸借対照表及び損益計算書(直近3期分)とありますが、2022年度の決算が確定していない為、 ①2019年～2021年度 ②2020年～2022年度(但し2022年度は暫定版) どちらを提出させて頂いたら良いでしょうか? ご教示下さい。	企業全体の貸借対照表及び損益計算書については、決算が確定していない場合は暫定版を含む直近3期分を提出してください。 ご質問の場合は②を提出してください。
3	実施要領	5	第4の3(1)	3.参加表明書(兼参加資格審査申請書)等の提出 (1)提出書類 イ様式第2号に記載する添付書類 (5)納税証明書について、本社所在地の証明書で良いでしょうか? ご教示下さい。	納税証明書については、本社所在地及び鳥取県内の支社、営業所、事業所の所在地の証明書を提出してください。
4	実施要領	5	第4の5(1)	5.提案書等の提出 (1)提案内容 A4用紙10枚以内で提案書を作成して下さい。とありますが、片面で10枚なのか、両面でも良いのか?ご教示下さい。	提案書については、片面印刷、両面印刷のどちらも可能ですが、枚数は10枚以内となります。 なお、表紙及び様式第4号を除いて10枚以内となります。
5	実施要領	5	第4の5	①各提案内容や見積書などを含み、審査項目ごとの配点をご教示ください。 ②提案書等の提出物については、正本・副本等何部ご提出すればよろしいでしょうか。	①別紙2「審査基準」のとおりです。 ②提案書等の提出部数は、正本1部、副本15部となります。
6	実施要領	7	第5の1	現在の委託金額をご教示ください。	令和3年度～令和5年度の委託金額(3年間総額)は、216,994,800円です。
7	仕様書	1	[基本事項] 6	現在の各施設における運営稼働時間をご教示ください。	現在の各施設の稼働時間は次のとおりです。 ・中山小学校……………8:00～17:00 ・中山中学校……………8:00～17:00 ・名和学校給食センター…8:00～17:00 ・大山学校給食センター…8:30～17:30
8	仕様書	2	[基本事項] 8	①大山町立小中学校における食物アレルギー等への個別対応マニュアルをデータにていただけませんか。 ②各施設におけるアレルギー対応児童生徒への給食受け渡し方法をご教示ください。また、立ち合いが必要であればどちらでの立ち合いになりますでしょうか。 ③アレルギー食対応品目をご教示ください。	①別紙3「マニュアル等」のとおりです。 ②アレルギー対応児童生徒への給食受け渡しの際は、別容器に盛り付け、複数名での確認を行い受け渡しを行っています。その後、学校側での確認を行っていただいています。受け渡し時の立ち合いについては行っていません。 ③アレルギー対応品目の代表的なものは次のとおりです。 卵、小麦、牛乳、ごま、魚、乳製品、ししゃも

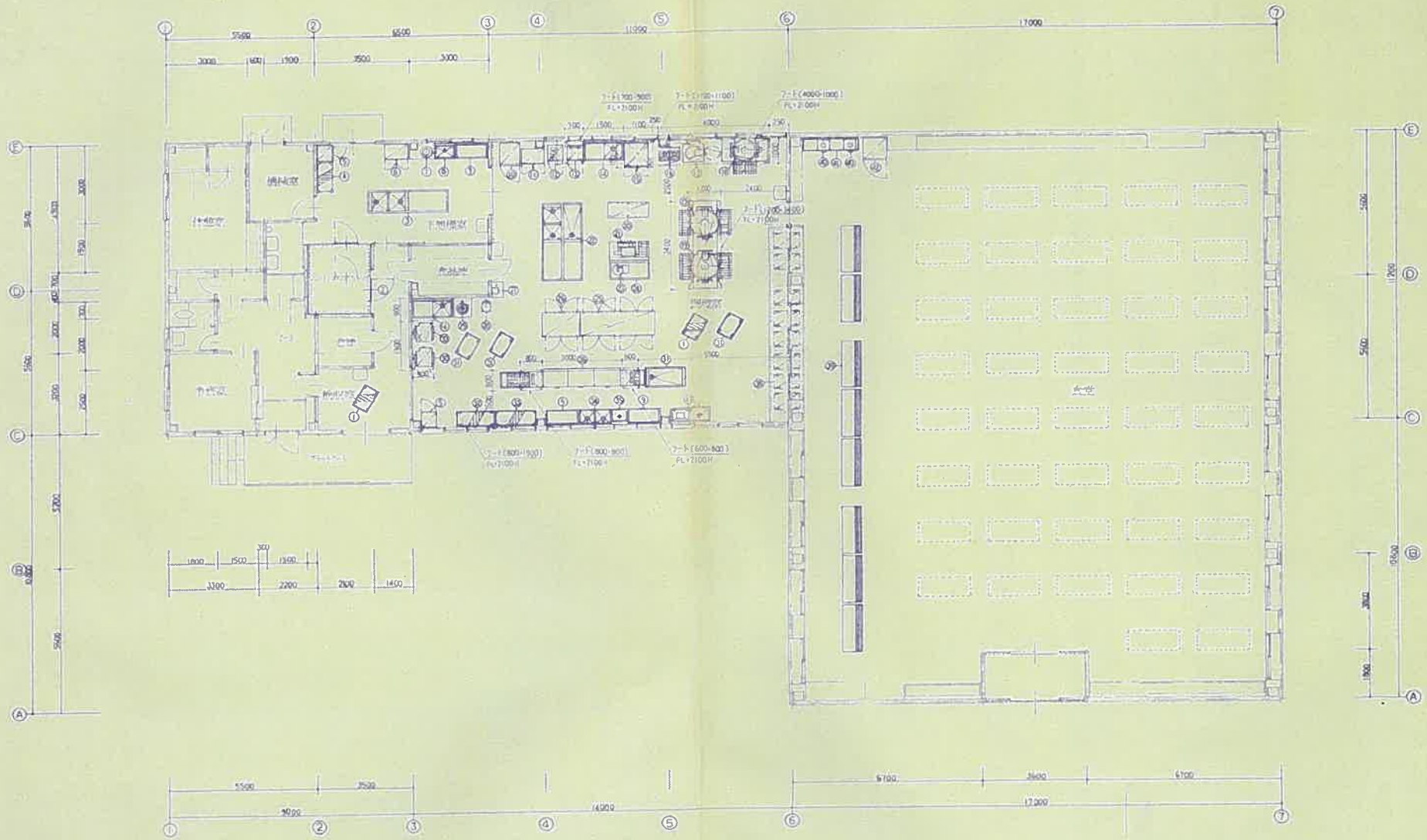
質問番号	質問文書	ページ	項目	質問内容	回答
9	仕様書	3	[実施体制] 1	現在の配置人数・それぞれの勤務時間・それぞれの資格をご教示ください。	現在の各施設の配置人数及び有資格者は次のとおりです。 ・ 中山小学校……………5名（うち栄養士1名、調理師3名） ・ 中山中学校……………3名（うち調理師2名） ・ 名和学校給食センター…9名（うち栄養士1名、調理師2名） ・ 大山学校給食センター…9名（うち栄養士1名、調理師4名） 勤務時間については質問番号7の回答のとおりです。
10	仕様書	5	[業務区分] 2	①各施設における食材等納品時間をご教示ください。 ②各施設における、現在の車両への搬入時刻をご教示ください。	①食材等の納品時間は次のとおりです。 当日使用する食材等…8:00～9:30 その他の食材等……………14:00～15:30 ②各給食センターとも11:00～11:30の間に車両へ搬入しています。
11	仕様書	6	[費用の負担区分] 2	①貴町にて準備される、調理器具・備品一覧・設備一覧・消耗品等 をご教示ください。 ②事業者にて準備が必要な、調理器具・備品一覧・消耗品等 をご教示ください。	別紙4「費用の負担区分詳細」のとおりです。
12	その他			①現在の受託事業者をご教示ください。 ②貴町作成の、調理マニュアルや大山町立小中学校における食物アレルギー等への個別対応マニュアル等の調理業務において使用されているマニュアルがあればご開示ください。 ③ 受託者用スタッフのロッカー（鍵付き）や更衣室及び休憩時食事をとることが可能な部屋はありますか。ある場合貸与費用はありますか。 ④スタッフが出勤に車や自転車を使用することは可能でしょうか。また、その際に駐車位置及び貸与費用はございますでしょうか。	①株式会社メフォス ②別紙3「マニュアル等」のとおりです。 ③受託者スタッフ用のロッカー（鍵付き）及び食事をとることが可能な休憩室は各施設に完備されています。更衣室については、大山学校給食センターのみ設置があり、その他の施設については休憩室との兼用となります。貸与費用は不要です。 ④自動車、自転車での通勤は可能です。駐車場については、現在勤務しておられる人数分の台数は駐車可能です。貸与費用は不要です。

別紙1 施設平面図

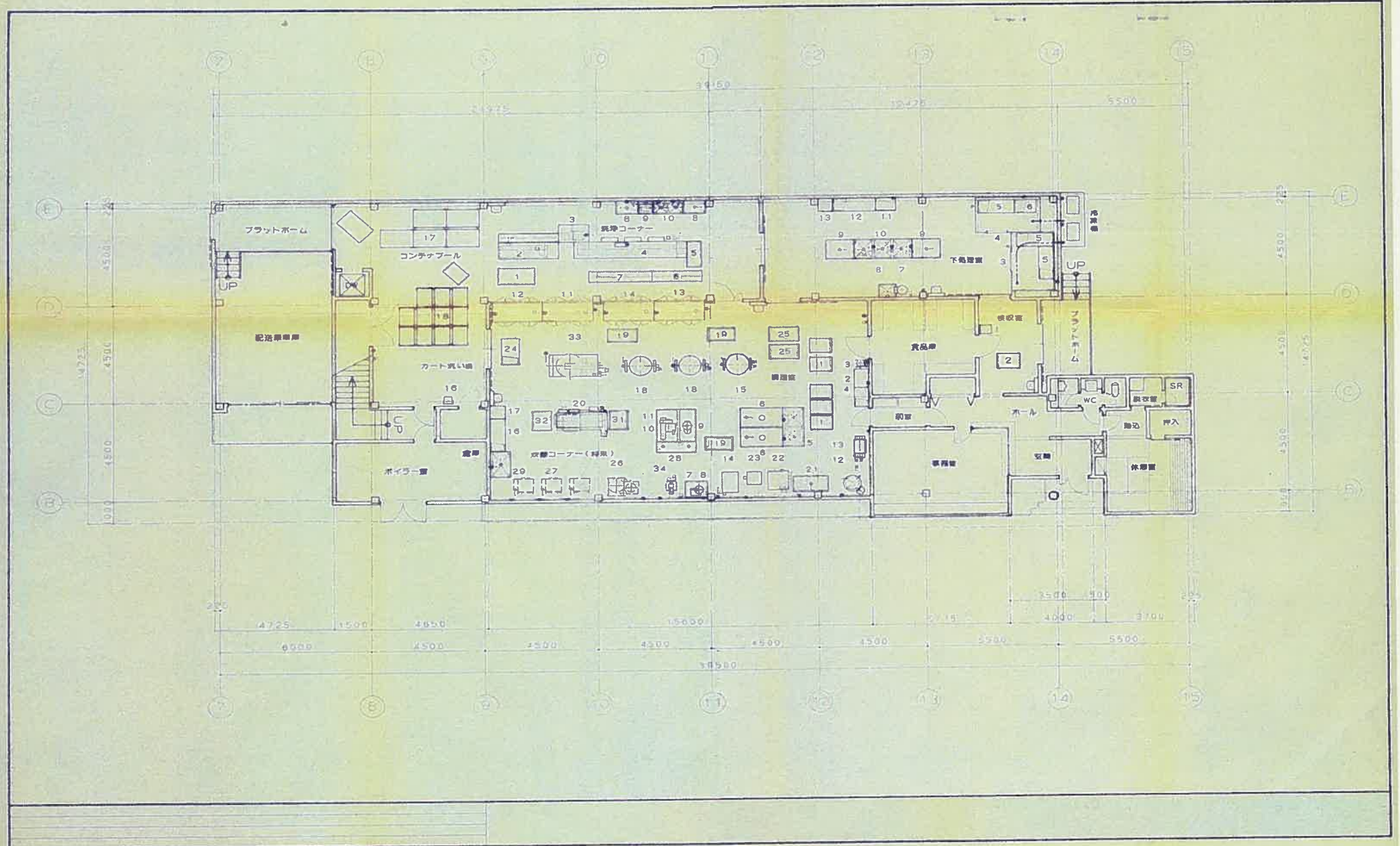
中山小学校



中山中学校

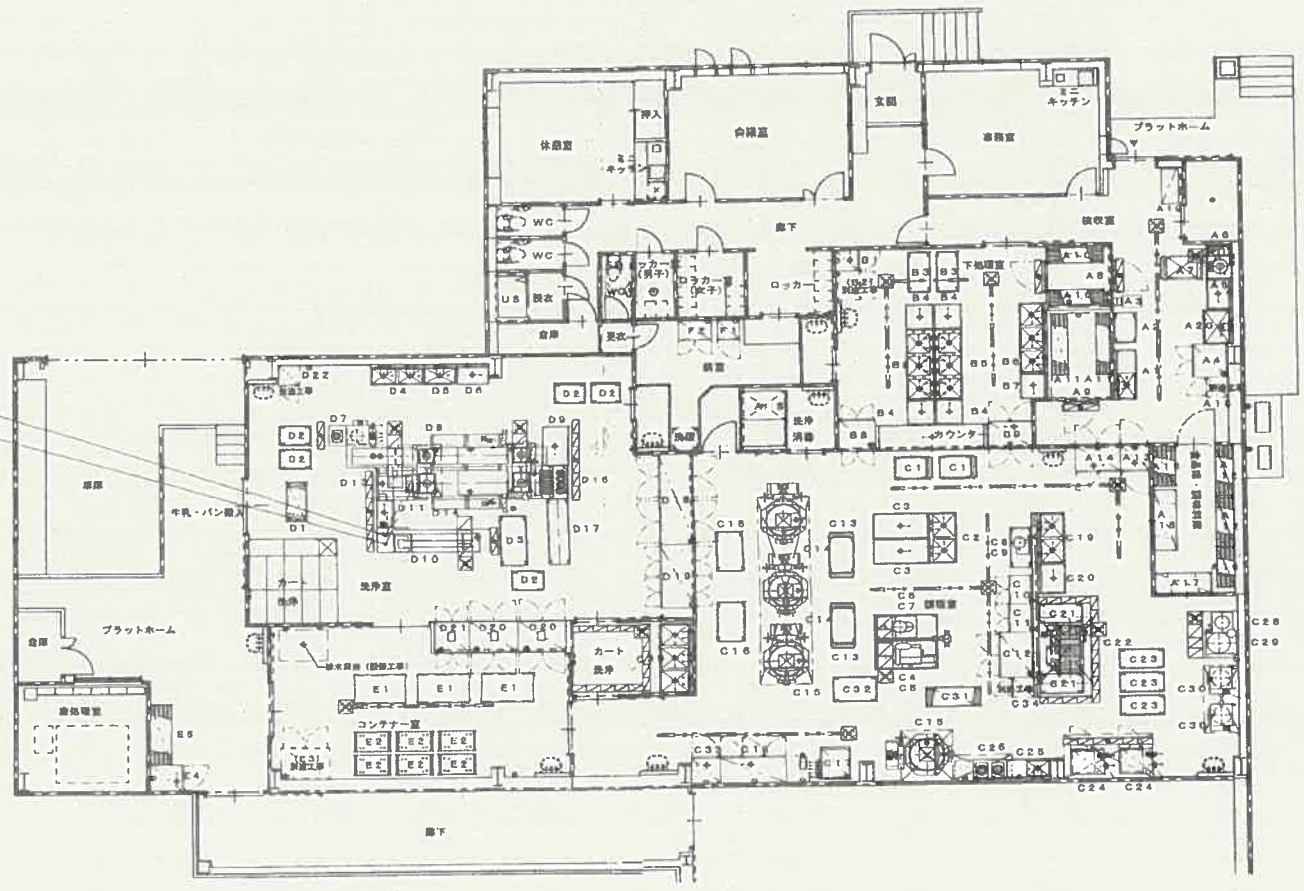


名和学校給食センター



大山学校給食センター

直光水用配管 20A (増設)
 信号給用スリーブ 40A (増設)



審査基準

	評価項目	配点	採点基準
1	給食業務等における調理業務実績	5	
2	調理業務等の実施体制	5	特に優れている… 5
3	衛生管理体制	5	優れている… 4
4	調理従事者の教育・人材確保	5	普通（標準的）… 3
5	食育の推進・協力	5	劣っている… 2
6	食物アレルギーへの対応	5	特に劣っている… 1
7	その他提案独自特記事項など	5	
8	見積金額	10	(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)×10 ※小数点以下切捨て
合計		45	

大山町立小中学校における
食物アレルギー等への個別対応
マニュアル

平成30年3月

令和2年7月1日 一部改正

大山町教育委員会

学校における食物アレルギー等への個別対応マニュアル

小・中学校編

1. 食物アレルギーの基礎知識
2. 学校給食における食物アレルギー等への個別対応の考え方
3. 食物アレルギー等への個別対応 1年間の流れ
4. 食物アレルギー対応における教職員の役割
5. 食物アレルギーによる症状への対応
6. 緊急時の役割分担・人の動き
7. 緊急時薬を学校に携帯してくる際の対応
8. 各種様式
学校給食における食物アレルギーへの対応について
食物アレルギー対応への依頼書（保護者記入用）
面談票
食物アレルギー対応献立表

1. 食物アレルギーの基礎知識

(1) 食物アレルギーとは

食物が原因で、免疫反応を介して引き起こされる、体にとって不利益な反応である。食中毒、食物不耐症は含まない。

食物アレルギーの原因は、食品のたんぱく質であり、それ以外の成分（脂質、糖質など）では、基本的にアレルギーは起きない。

(2) 小中学生に想定される食物アレルギーの病型

即時型	原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。 食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類される。
食物依存性運動誘発アナフィラキシー	ある種食品（小麦、甲殻類、木の実類が多い）を食べ、4時間以内に運動を行ったときに誘発される食物アレルギーをいう。 原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。 全身性アナフィラキシー症状を呈することも少なくない。
口腔アレルギー症候群（OAS）	ある種食品（果物、野菜、木の実類が多い）を食べた後、まもなく（5分以内）に口腔から咽頭の症状（のどのかゆみ、イガイガする、ヒリヒリする、腫れぼったいなど）が出現する。 多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5%程度で全身的な症状に進むこともあるため注意が必要である。

(3) 食物アレルギーの症状

皮膚症状	かゆみ、じんましん、赤み
粘膜症状	眼症状：目の充血・腫れ、かゆみ、流涙、まぶたの腫れ 鼻症状：くしゃみ、鼻水、鼻づまり 口腔咽頭症状：口・唇・舌の違和感・腫れ、喉のかゆみ、イガイガ感
消化器症状	腹痛、悪心、嘔吐、下痢、血便
呼吸器症状	喉がしめつけられる感覚、声枯れ、せき、ぜん鳴、呼吸困難
全身性症状	アナフィラキシー（※具体的な症状 じんましん、息苦しさ、むくみ、唇の腫れ、腹痛、嘔吐、血圧低下、などの複数の症状が現れる。）

アナフィラキシー症状とは

食物、薬物、ハチ毒などが原因で起こる、急速に進行する即時型アレルギー反応のひとつで、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に全身性の症状が現れた状態のことをいう。

血圧低下や意識喪失など生命の危険を伴う場合を「アナフィラキシーショック」と呼ぶ。

(4) エピペンとは

エピペンとはアドレナリンが充填されたペン型の注射器である。アナフィラキシーショックの

病態が、血圧が低下することが主な原因であるため、アドレナリンの主な作用である血圧上昇、心拍数増加作用により、患者のショック状態からの離脱を図るものである。その効果は、筋肉注射後速やかに現れ、15～20分持続する。また同時に気管支拡張効果、腸管の動きを調整する効果も持ち合わせ、それら臓器症状を和らげる。

2. 学校給食における食物アレルギー等への個別対応の考え方

(1) 大山町 小・中学校 食物アレルギー等個別対応実施基準

〈 大山町 小・中学校 食物アレルギー等個別対応実施基準 〉

- 対応の方法が、可能な範囲でのアレルギーの原因食品の除去食及び代替食を提供であること。
- 医師により食物アレルギーと診断され、原因食品（アレルゲン）が特定されており、継続して医療機関で治療していること。
- 年に1回以上は受診し、診断を受けていること。
- 家庭でも原因食品の除去を行うなど、医師の診断に基づいて食事療法を行っていること。
- 学校給食共同調理場での調理対応が可能なこと。（よく洗った調理器具の微量残留や離れた場所の粉が飛散等、微量での発生がないこと。）
- 保護者が、アレルギー対応食の提供を希望し、関係者との協議の上、対応内容に合意していること。

※ そば、ピーナッツ、キウイフルーツ、生卵、生野菜、生の果物については、学校給食では提供しないため、個別対応の申請は要しない。

※ その他、病気の治療等、特別な事情がある場合は、医師の診断書をもとに保護者・学校等で協議の上、対応を決定する。

※ 教職員の食物アレルギー対応は行わない。

※ 教職員が牛乳停止を希望する場合は、診断書の提出を必要とする。

(2) 学校給食における対応方法

① 原則、副食（おかず）におけるアレルゲンの除去食及び代替食を提供する。

除去食	通常の献立から、アレルギーの原因食品を除いて調理、提供する。
代替食	通常献立とは別に専用献立を作成して調理、提供する。 除去により不足した栄養素を補うため、別の食品を使用した料理を提供する。その際、同等の栄養価となるよう使用食品や調理方法に配慮する。

※ 牛乳の除去については、牛乳代を返金するため、代替の対応は行わない。

※ 主食・副菜を弁当持参とした場合は、負担金額相当を返金する。

※ 牛乳は、仕入れ額に対し負担金額割合に応じて返金する。

※ 主食は、1食あたり60円とし負担金額割合に応じて返金する。

※ 副菜は、1食あたり80円とし負担金額割合に応じて返金する。

※ 牛乳は、次の項目すべてに該当する場合、飲用停止を許可する。

ア 医療機関を受診し、牛乳の飲用が不適との医師の診断を受けていること。

イ 年に1回以上は、受診していること。

ウ 家庭でも、除去をしていること。

※ 次の項目に該当する場合は、安全な給食提供が困難なため、弁当持参を考慮する。

ア 調味料、だし汁、〇〇エキス、食品添加物の除去が必要な場合。

イ 小麦粉、粉末状のナッツ類など、調理場内に飛散する可能性のあるものに除去指示がある場合。

ウ 多品目の食物除去が必要な場合。

エ 食器や調理器具の共用ができない場合。

オ 揚げ油の共用ができない場合。

カ 主食（ごはん、パン、炊き込みご飯等）にアレルギーが含まれる場合。

キ 施設・設備や人員体制の都合上、個別の調理が難しい場合。

ク その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる場合。

※ 加工食品の原材料表示の欄外にある注意喚起表示については、学校給食では対応しない。

（注意表示喚起例）

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では、〇〇（特定原材料の名称）を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かにを捕食していることによるもの

「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

② 毎月、使用食品の詳細を記載した献立資料を配布する。

（3）保護者との面談について

以下のような理由から、年に1回以上（状況に応じて年に数回）、保護者と学校関係者の面談を実施する。

- ① 学校給食での対応食の実施にあたっては、対象となる児童生徒が安心して給食を食べることができるよう、保護者と学校関係者で対応内容を確認し、合意を得る必要があること。
- ② 万が一の時の連絡体制及び対応等は、一人一人異なるため、医師の診断と併せ、緊急時個別対応票により管理し、緊急時に備える必要があること。
- ③ 児童生徒は、成長に応じて症状が緩和される場合があるため、医師の指示および家庭の様子等、保護者と関係者が情報を共有し、対応を見直す必要があること。

3. 食物アレルギー等への個別対応1年間の流れ

アレルギー等に関する健康管理の流れ

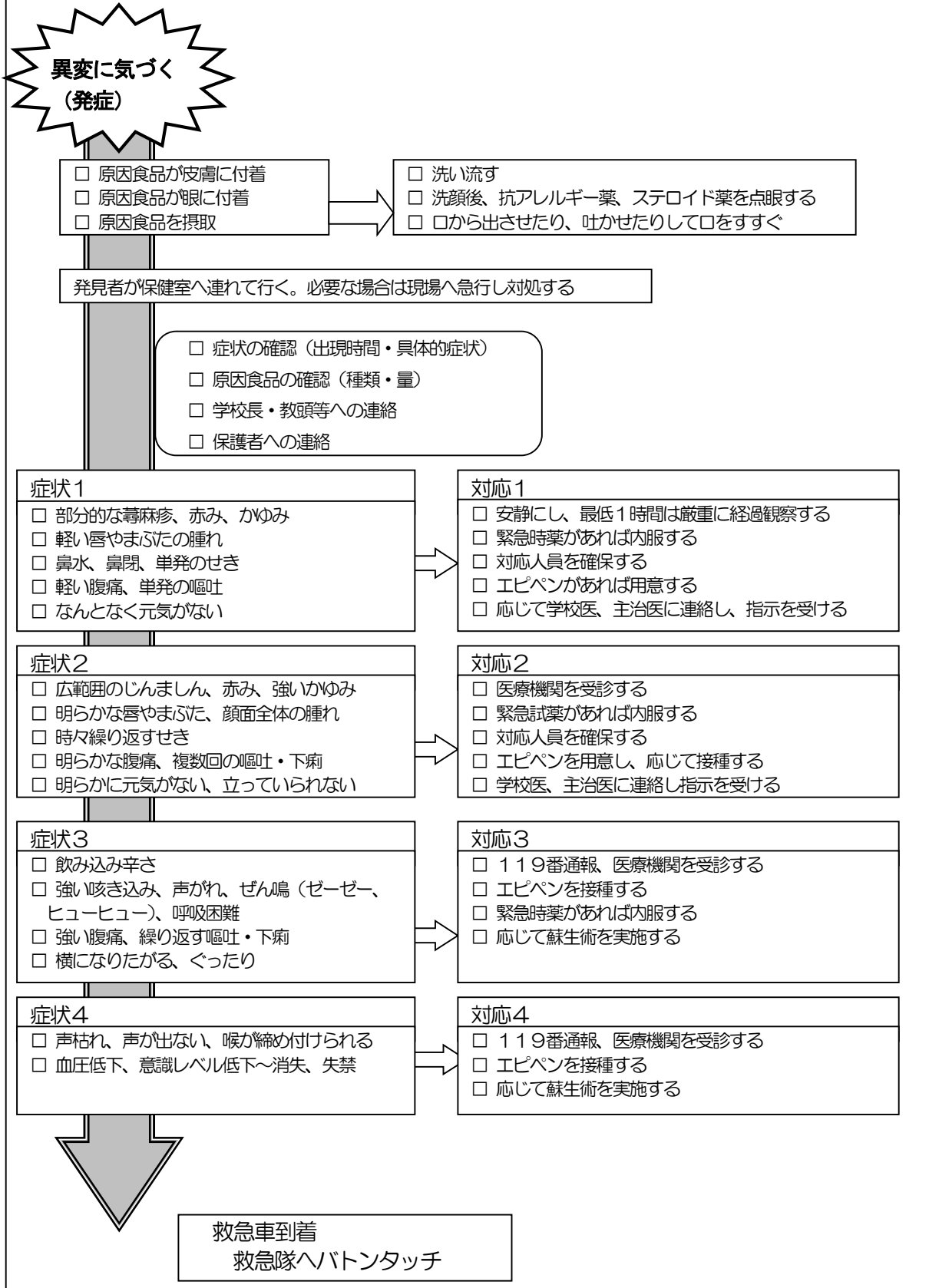
	手順の流れ	関係職員 他	時期	関係書類等
情報収集・計画	アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童生徒の把握	就学時健康診断担当・養護(助)教諭	11月～3月	就学時健康診断票
		養護(助)教諭・学級担任	4月	保健調査票
	① 小学校入学児童は、就学時健康診断票でアレルギーについての情報を把握する。 ② 年度初めに保健調査票で、新入学生と在校生のアレルギーについての情報を把握する。			
	2	(新一年生・転入生) 食物アレルギー等への個別対応についての説明・文書の配布	(配布) 幼児・学校教育課 (提出) 保育園・所、幼児・学校教育課	(配布) 1月 (提出) 2月
(在校生) 学校での食物アレルギー対応に関わる文書を全家庭に配布		(配布) 幼児・学校教育課→学校・養護(助)教諭 (提出) 担任→養護(助)教諭→幼児・学校教育課	(配布) 1月 (提出) 2月	
① 食物アレルギーの対応を希望する場合、保護者は主治医の学校生活管理指導表を添えて、対応の依頼書を学校または保育園に提出する。 ② 学校または保育園は、保護者からの提出書類を幼児・学校教育課に送付し、幼児・学校教育課は写しを給食センター等に送付する。生活管理票原本は、各学校で保管する。 ③ 書類の提出を受け、学校が保護者との面談の日程を調整する。				
3	対象児童生徒の保護者との面談	管理職、養護(助)教諭、(学級担任・学年主任)、栄養教諭、学校栄養教諭、給食主任、園・所長、調理員	2月～3月 随時	面談票、詳細献立表 緊急時個別対応票
	① 新入学時、進級時には必ず、その他必要と判断された場合には随時、関係者で面談を行う。 ② 面談の際、面談票に基づき、受診状況、診断、アレルギー、家庭での管理等について聞き取りを行う。 ③ 給食の個別対応の手順について確認し、毎月の詳細な献立表における対応食確認の協力を依頼する。			
実践	職員の共通理解	教職員	4月	
	教職員全員が、食物アレルギーの対応を行っている児童生徒とその内容、給食での対応の流れについて理解する。			
	町教育委員会へ報告	センター所長・学校長→幼児・学校教育課	4月	
	保護者との面談により決定した対応の内容について報告する。			
6	食物アレルギー対応の開始	教職員	4月 随時	緊急時個別対応票 詳細な献立表
	① この間必要に応じて、個別取組プラン・緊急時個別対応票の見直しを行う。 ② 栄養教諭または、学校栄養教諭が、毎月の献立について、個別対応の内容を記入した詳細な献立表を作成し、情報共有した上で保護者に送付する。必要に応じて保護者と連絡をとる。 ③ 毎月の個別対応の内容については、学級担任、養護(助)教諭、給食主任、栄養教諭、学校栄養教諭、調理員が共通理解を図る。			
評価改善	まとめと来年度にむけての準備	学級担任、養護(助)教諭、栄養教諭、学校栄養教諭	3月	
	対応についての評価 来年度に向けて確実な申し送りを行う。			

4. 食物アレルギー対応における教職員の役割

職 員	役 割
校長・教頭	<p>教職員全員が、食物アレルギーに関する基礎知識、対応児童生徒の実態、緊急時の対応方法について共通理解が持てるよう指導する。</p> <p>対象児童生徒の保護者との面談を行う。</p> <p>緊急時の各種判断、指示をする。</p> <p>個々の対応についての把握と評価をする。</p>
給食主任	<p>学校と給食センター・給食室との連絡調整をする。</p> <p>対象児童生徒の保護者との面談を行う。</p> <p>給食指導全般に関わること。</p>
学級担任 (学年担任)	<p>対象児童生徒の保護者との面談を行う。</p> <p>対象児童生徒が、安全で楽しい給食時間を持つことができるよう配慮をする。</p> <p>他の児童生徒への食物アレルギー対応の説明をする。</p> <p>個別対応した給食がある場合、本人の手元に確実に届いたことを確認をする。</p> <p>対象児童生徒の日々の健康観察。給食中、給食後の様子の観察をする。</p> <p>日ごろの保護者との連絡調整。必要に応じて面談を実施をする。</p>
養護(助)教諭	<p>対象児童生徒の保護者との面談を行う。</p> <p>日常の対象児童生徒の健康状態の把握をする。</p> <p>学級担任・栄養教諭・学校栄養教諭・他の教職員・主治医・学校医と連携をとり、緊急時に対応できる体制を整えておく。</p> <p>職員の食物アレルギーへの理解を図るための校内研修の計画をする。</p>
栄養教諭 学校栄養教諭	<p>対象児童生徒の保護者との面談を行う。</p> <p>実態を把握し、学校給食で可能な対応を立案をする。</p> <p>保護者との連携を図る。</p> <p>除去食・代替食の調理指示をする。</p> <p>給食時の指導および担任へのアドバイスをする。</p>

5. 食物アレルギーによる症状への対応

アナフィラキシー発症時の対応の流れ

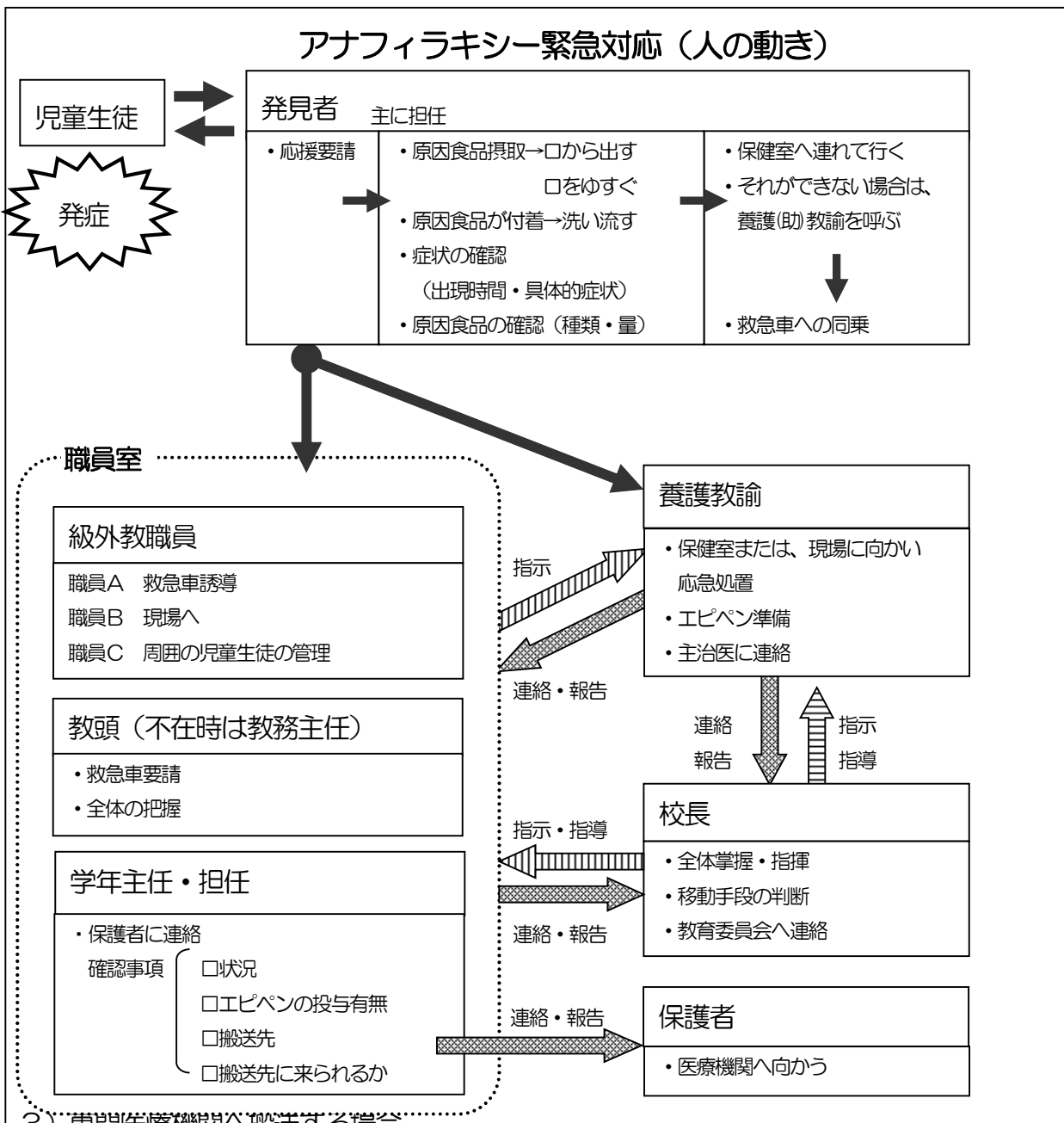


6. 緊急時の役割分担・人の動き

1) 緊急時の役割分担モデル

教職員	主な役割
発見者	軽症の場合は、保健室へ連れて行く。 または症状が急激に進行している場合は現場で対応、応援要請をする。
学校長	教職員への対応の指示、各種判断、救急車要請を指示する
教頭	校長を補佐し実務的な対応を行う。 校長不在の場合は、各種判断・指示をする。
養護(助)教諭	発症児童生徒の状態観察とケア、主治医または学校医へ連絡をする。 救急車へ同乗をする。
学級担任	保護者へ連絡をする。
その他教職員	救急車到着後、現場へ誘導する。

2) 緊急対応の際の人の動き



(1) 救急車(119)要請のポイント

①「救急です。」

「食物アレルギーでアナフィラキシーを発症した児童(生徒)の搬送をお願いします。」

② 状態の説明

- ・いつ・・・食事後、〇時間経過後など
- ・どこで・・・〇〇学校など
- ・だれが・・・〇歳、性別
- ・どのような状態か・・・全身じんましん、喘息様の呼吸音があるなど

③連絡者の氏名、学校の所在地、連絡先、近くの目標となるものを伝える。

④救急車が来るまでの応急手当の方法を聞く。

7. 緊急時薬を学校に携帯してくる際の対応

薬の学校内への持ち込みや学校内で保管することを検討する際の手引き

- 1) 保護者との面談の際、薬の携帯の希望の有無を確認する。
- 2) 保護者から薬の携帯の希望があった場合、薬を児童・生徒が自己管理できるか確認し、自己管理が難しい場合、保管場所は校内で検討する。
- 3) 児童生徒が、校内で携帯することを認める場合は、他の児童生徒が誤って服用や使用して事故が起きないように予防策を検討する。
- 4) ショック症状(アナフィラキシーショック)や発作が起こった際に使用する薬を携帯してくる場合は、緊急時に素早く対応するために、薬の保管場所を本人以外にも児童生徒を看護できる立場の教職員は知っておくことが大切である。
- 5) 必要であれば、その薬を処方した医師が記載した指示書(服用のタイミング、使用する際の注意点、副作用等の安全性に関する注意点、保管に関する注意点等が書かれたもの)の提出を保護者に求めることも考慮する。

(参考資料)

厚生労働研究班による食物アレルギーの栄養指導の手引き2011 研究分担者 今井 孝成
食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル 小・中学校編 2005年 財団法人日本学校保健会
学校の管理下における食物アレルギーへの対応調査研究報告書 2011年 独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校給食における食中毒（疑い）発生時の
対応マニュアル

平成19年 4月 1日 制 定

平成20年 1月23日 一部改訂

平成24年10月22日 一部改訂

大山町教育委員会

細菌やウイルスによる「感染症」「食中毒」予防の3原則

菌を付けない（清潔）

菌を増やさない（迅速・冷却）

菌を殺す（加熱）

このマニュアルは学校給食センターおよび単独調理場において、感染症や食中毒（主にノロウイルス）の疑いが発生した（情報を得た）場合の対応の基本を示したものである。

<対応の基本3ポイント>

- 1 二次感染など発症の拡大防止に努め、正確な状況を把握し、的確に判断し、迅速に行動する。
- 2 発症者への対応を優先し、プライバシー・人権に配慮する。
- 3 保健所等関係機関との連携を図り、原因究明のために適切な処置を講じる。

<用語の定義>

学校給食施設 学校給食センターおよび単独調理場

学校給食従事者 学校給食センター所長、栄養教諭、学校栄養職員
調理業務従事者、給食配送車運転手

施設長 給食センター所長、単独調理校校長

1 感染症や食中毒(主にノロウイルス)の疑いが発生した場合の対応

(1)学校給食従事者本人に嘔吐、下痢等の症状がある場合

① 発生状況の把握及び記録

ア 施設長は、速やかに発生状況の把握及び記録をする。

- ・下痢、嘔吐、腹痛、吐き気、発熱など、日頃の症状との違い
- ・発症日時、発症状況
- ・医師の診断の有無と所見
- ・飲食物及び飲食時期等の状況
- ・同居家族の健康異常の有無

イ 施設長は、発生状況の概要を学校教育課長に一報し、別紙様式の連絡票により報告を行い、指示を受ける。

② 発症者への対応

ア 施設長は、発症者に医療機関での受診、治療を指示するとともに、ノロウイルスによる食中毒等を想定して、速やかに検体を提出するように指示する。

イ 施設長は、発症者を治療に専念させ、ノロウイルス検体が陰性であることを条件に調理業務に復帰させる。(検体採取日から起算して3日以降)

ウ 発症者は、施設長に適宜状況を報告する。

③ 衛生管理の対応、関係機関への連絡

ア 施設長は、発症者の検体が「陽性」の場合、生活環境局(米子保健所)へ発生状況を報告し、今後の対応への指導・助言を受ける。

イ 施設長は、発症者の検体が「陽性」の場合、他の学校給食従事者全員の検体検査を実施する。

ウ 施設長は、施設・備品の消毒を徹底させるとともに、陰性の学校給食従事者の確保又は減員での業務体制がとれるよう努める。

エ 学校教育課長は、施設・備品の消毒の徹底について検証し、衛生管理面の安全性が認められるまで給食を中止する。また、衛生管理面の安全性が認められる場合は給食を再開する。

オ 発生内容により、学校教育課長は鳥取県教育委員会スポーツ健康教育課へ報告する。

カ 発生内容により、教育長は町長へ報告する。

(2)学校給食従事者と同居する家族に嘔吐、下痢等の症状がある場合

ア 施設長は、当該者を自宅待機させるとともに、前記(1)①に準じて発生状況の概要を学校教育課長に一報し、別紙様式の連絡票により報告を行い、指示を受ける。

イ 施設長は、当該者及び同居家族の健康状況について、その後も引き続き状況把握を行うとともに、施設内の衛生管理を徹底する。

ウ 当該者は、同居家族の快方を待って本人の検体を提出する。

エ 施設長は、ノロウイルス検体が陰性であることを確認し、当該者を調理業務に復帰させる。(検体採取日から起算して3日以降)

オ 当該者の検体が「陽性」の場合は、当該者を「発症者」として扱い、前記(1)

③に従って対応する。

2 学校等への対応、給食中止の連絡

(1) 学校への連絡・状況把握

- ① 学校教育課長は、施設長からの報告を受けたときは、受配校の校長に連絡し、児童生徒等に同様の症状が出ていないか状況把握に努める。
- ② 受配校の校長は、児童生徒に動揺や不安感を与えないように十分配慮しながら、校内対応マニュアルにそって適切に対応する。

(2) 学校給食を中止する場合

- ① 学校教育課長は、受配校の学校長に、原因、状況、今後の対応など教育委員会としての見解を文書により通知する。
- ② 学校教育課長は、受配校の保護者あてに、状況と今後の対応について、文書により通知する。
- ③ 施設長は、給食物資購入関係業者へ中止等の連絡を行う。
- ④ 給食の中止に係る相談・苦情等の窓口を学校教育課内に設置する。

(3) 学校給食を継続実施する場合

- ① 学校教育課長は、施設・備品の消毒、手洗いの徹底が検証されていること、業務体制も十分であること、学校給食従事者及び同居家族の健康異常がないことを確認し、受配校の児童生徒に動揺や不安感を与えないように十分配慮し実施する。

3 報道機関への対応

学校給食を中止とする場合は、学校教育課長は速やかに報道機関への資料提供を行うと同時に、防災行政無線等の広報媒体を活用して、町民への情報提供に努める。

4 感染拡大の防止

- (1) 感染症や食中毒による感染拡大防止のため、学校医及び関係医療機関と連携を密にし、情報の共有化を図る。
- (2) 感染症等の発生状況や正しい知識を学校給食従事者に周知徹底するとともに、症状が出た場合の関係機関等の連絡体制をあらかじめ確認しておく。
- (3) 受配校や地元施設などへの感染拡大を防止するため、手洗い、排泄物、嘔吐物の処理等について、防災行政無線等の広報媒体を活用して、町民への衛生管理の徹底に努める。

5 自宅待機の学校給食従事者の処遇、調理業務復帰

(1) 学校給食従事者の処遇

- ① 発症者の検体が「陰性」でも万全を期すため、検体採取日から起算して7日間は療養又は調理業務以外の業務に従事させる。
- ② 発症した学校給食従事者の自宅待機の期間及びその解除後については、当該学校給食従事者から直接、間接を問わず菌を取り込んで保有している学校給食従事者がいる可能性があるため、学校給食従事者全員（家族を含む）の健康管

理と衛生管理に細心の注意を払って調理業務に当たらせると共に、健康確認表（個人記録）の作成を徹底し管理する。

ア 手洗いをしっかりと行うとともに、経口感染の防止に努める。次亜塩素酸ナトリウムを用いて、施設・設備等の消毒を徹底する。

イ 他の学校給食従事者においては、体調不良の症状は出ていなくても保菌している可能性があるため、全学校給食従事者（家族を含めて）の日々の健康管理に十分留意させるとともに、経口感染の防止について細心の注意を払う。

ウ 付着や浮遊による二次感染に十分注意を払う。

③ 検体が「陽性」から「陰性」になった学校給食従事者を調理業務に復帰させるときは、施設長は事前に学校教育課長の承認を受ける。

(2) 発症した学校給食従事者及び家族のプライバシーの保護に留意する。

6 事後の対応について

(1) 学校給食の再開は、下記のいずれの条件をも満たすこと。

① 当該学校給食施設、設備、器具等が、次亜塩素酸ナトリウムにより消毒が実施されていること。

② 自宅待機中の者を除く当該学校給食従事者全員の検体検査を実施して「陰性」が確認されるとともに、学校給食従事者及び同居家族に発症（疑い）がないことが確認されること。

③ 検体が「陽性」の学校給食従事者に代わる学校給食従事者が確保できること。

(2) 発生した原因などの検証を速やかに行う。

7 その他

(1) 給食中止や再開などの決定については、生活環境局（米子保健所）、県教育委員会などの意見を踏まえる。

(2) 生活環境局（米子保健所）などの立ち入り検査などが行なわれる場合は、円滑に行われるよう体制を整える。

別紙 4 費用の負担区分詳細

費用の内訳	大山町	受託者
施設・調理機器・什器備品・食器類	○	
光熱水費(電気・水道・ガス)	○	
施設清掃器具(調理場内で使用するもの)		○
施設清掃器具(調理場外で使用するもの)	○	
消耗品(洗剤、ペーパータオル、保存食用・その他用ポリ袋、アルミホイル、たわし、スポンジ、ラップ等)		○
厨房のネズミ及びゴキブリの防駆除に係る経費	○	
残飯・ごみの処理に係る経費	○	
業務用電話代		○
白衣等に係る経費(長靴及びビニールエプロンを含む)		○
保健衛生費(マスク、手袋及び消毒薬品)		○
検便、健康診断及びその他細菌、ウイルス等の検査に係る経費		○
調理従事者に係る諸経費(研修会参加費等)		○
事業者が行うべき官公庁に対する手続き及びその経費		○
保健所への申請(営業許可)		○
保険料(生産物賠償責任保険等)		○